

頁	改定前	改定後
6	① 相談・申請をします 高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター） または野田市の高齢者支援課窓口で相談の目的を伝えます。希望するサービスがあれば、伝えるようにしましょう。 ※高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）については、34～36ページを参照してください。 介護サービス・介護予防サービスを利用したい方は、高齢者支援課・関宿支所・各出張所の窓口で要介護・要支援認定の申請をしてください。申請は、本人または、家族・成年後見人以外に高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）や法令で定められた居宅介護支援事業所、介護保険施設に代行してもらうこともできます。 《申請に必要なもの》 ☐ 要介護・要支援認定申請書、確認票 野田市高齢者支援課・関宿支所・各出張所の窓口にあります。 市のホームページからもダウンロード可能です。 ☐ 介護保険被保険者証（65歳以上） ☐ 健康保険被保険者証 ☐ マイナンバー（個人番号）が確認できる書類 ☐ 本人や代理人の本人確認ができるもの ☐ 主治医氏名と医療機関名の控え 申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。あらかじめ確認しておきましょう。 主治医がいない場合は、野田市や高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）へご相談ください。 	① 相談・申請をします 高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター） または野田市の介護支援課窓口で相談の目的を伝えます。希望するサービスがあれば、伝えるようにしましょう。 ※高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）については、34～36ページを参照してください。 介護サービス・介護予防サービスを利用したい方は、介護支援課・関宿支所・各出張所の窓口で要介護・要支援認定の申請をしてください。申請は、本人または、家族・成年後見人以外に高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）や法令で定められた居宅介護支援事業所、介護保険施設に代行してもらうこともできます。 《申請に必要なもの》 ☐ 要介護・要支援認定申請書、確認票 野田市介護支援課・関宿支所・各出張所の窓口にあります。 市のホームページからもダウンロード可能です。 ☐ 介護保険被保険者証（65歳以上） ☐ 健康保険被保険者証 ☐ マイナンバー（個人番号）が確認できる書類 ☐ 本人や代理人の本人確認ができるもの ☐ 主治医氏名と医療機関名の控え 申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。あらかじめ確認しておきましょう。 主治医がいない場合は、野田市や高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）へご相談ください。 
10	⑤ 介護保険サービスの利用手順（ケアプラン作成からサービス利用までの流れ） 介護保険のサービスは、ケアプラン（どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書）に基づいて行われます。 要介護1～5と認定された方 利用するサービスを選ぶ 居宅サービス 施設サービス 居宅介護支援事業所に連絡 ●居宅介護支援事業所を選び、連絡します。 ●担当のケアマネジャーが決まります。 【届出】 ケアプランの作成を依頼したことを野田市の高齢者支援課窓口に出します。 ケアプランの作成 担当のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。 居宅サービスの利用 サービス提供事業者と契約[※]し、ケアプランにそって、居宅サービスを利用します。 利用できるサービス 12ページから 介護保険施設に連絡 入所前に見学するなど、サービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。 ケアプランの作成 入所する施設のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。 施設サービスの利用 ケアプランにそって、施設サービスを利用します。 利用できるサービス 15ページ ※契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。	⑤ 介護保険サービスの利用手順（ケアプラン作成からサービス利用までの流れ） 介護保険のサービスは、ケアプラン（どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書）に基づいて行われます。 要介護1～5と認定された方 利用するサービスを選ぶ 居宅サービス 施設サービス 居宅介護支援事業所に連絡 ●居宅介護支援事業所を選び、連絡します。 ●担当のケアマネジャーが決まります。 【届出】 ケアプランの作成を依頼したことを野田市の介護支援課窓口に出します。 ケアプランの作成 担当のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。 居宅サービスの利用 サービス提供事業者と契約[※]し、ケアプランにそって、居宅サービスを利用します。 利用できるサービス 12ページから 介護保険施設に連絡 入所前に見学するなど、サービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。 ケアプランの作成 入所する施設のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。 施設サービスの利用 ケアプランにそって、施設サービスを利用します。 利用できるサービス 15ページ ※契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。

頁	改定前				改定後				
	《自己負担の上限額（1 か月）》				《自己負担の上限額（ 1 か月 ）》				
	区 分		限度額		区 分		限度額		
	課税所得 690 万円以上の世帯の方		140,100 円（世帯）		課税所得690万円以上の世帯の方		140,100円(世帯)		
	課税所得 380 万円以上 690 万円未満の世帯の方		93,000 円（世帯）		課税所得380万円以上690万円未満の世帯の方		93,000円(世帯)		
	課税所得 380 万円未満の世帯の方		44,400 円（世帯）		課税所得380万円未満の世帯の方		44,400円(世帯)		
	上記以外の住民税課税世帯の方		44,400 円（世帯）		上記以外の住民税課税世帯の方		44,400円(世帯)		
	世帯の全員が住民税非課税の方		24,600 円（世帯）		世帯の全員が住民税非課税の方		24,600円(世帯)		
	・ 老齢福祉年金受給者の方		24,600 円（世帯）		・ 老齢福祉年金受給者の方		24,600円(世帯)		
	・ 前年の合計所得金額と課税年金収入額が 80 万円以下の方等		15,000 円（個人）		・ 前年の合計所得金額と課税年金収入額が82.65万円以下の方等		15,000円(個人)		
	生活保護受給者の方等		15,000 円（個人）		生活保護受給者の方等		15,000円(個人)		
23	《自己負担限度額（年額：8月～翌年7月）》				《自己負担限度額（年額： 8 月～翌年 7 月 ）》				
	70歳未満の方		70歳以上の方・後期高齢者医療制度の対象者		70歳未満の方		70歳以上の方・後期高齢者医療制度の対象者		
	区 分		限度額		区 分		限度額		
	基準 総 所得 額	901 万円超	212万円		課 税 所 得 額	690万円超		212万円	
		600 万円超～ 901 万円以下	141万円				380万円以上690万円未満	141万円	
		210 万円超～ 600 万円以下	67万円				145万円以上380万円未満	67万円	
		210 万円以下	60万円				一般（住民税非課税世帯の方）		56万円
		住民税非課税世帯	34万円				低所得者（住民税非課税世帯の方）		31万円
						世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方（年金収入のみの場合80万円以下の方）		19万円	
	《居住費・食費の基準費月額（1日あたり）》				《居住費・食費の基準費月額（ 1 日あたり ）》				
			居住費（滞在費）				居住費（滞在費）		
24			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	食 費		
	令和6年7月まで		2,006 円	1,668 円	1,668 円 (1,171 円)	377 円 (855 円)	1,445 円		
	令和6年8月から		2,066 円	1,728 円	1,728 円 (1,231 円)	437 円 (915 円)	1,445 円		
	() 内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。								
	《居住費・食費の自己負担限度額（1日あたり）》				《居住費・食費の自己負担限度額（ 1 日あたり ）》				
	利用者負担段階		所得の状況 ^{*1}	預貯金等の資産 ^{*2} の状況	居住費（滞在費）		食費		
25			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設		
	令和6年7月まで	第1段階	生活保護受給者の方等	要件なし	820 円	490 円	490 円 (320 円)	0 円	300 円
			世帯全員が住民税非課税 老齢福祉年金受給者の方	単身：1,000 万円以下 夫婦：2,000 万円以下					
		第2段階	前年の合計所得金額＋年金収入額が 80 万円以下の方	単身：650 万円以下 夫婦：1,650 万円以下	820 円	490 円	490 円 (420 円)	370 円	390 円 [600 円]
		第3段階①	前年の合計所得金額＋年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の方	単身：550 万円以下 夫婦：1,550 万円以下	1,310 円	1,310 円	1,310 円 (820 円)	370 円	650 円 [1,000 円]
		第3段階②	前年の合計所得金額＋年金収入額が 120 万円超の方	単身：500 万円以下 夫婦：1,500 万円以下	1,310 円	1,310 円	1,310 円 (820 円)	370 円	1,360 円 [1,300 円]
	令和6年8月から	第1段階	生活保護受給者の方等	要件なし	880 円	550 円	550 円 (380 円)	0 円	300 円
			世帯全員が住民税非課税 老齢福祉年金受給者の方	単身：1,000 万円以下 夫婦：2,000 万円以下					
		第2段階	前年の合計所得金額＋年金収入額が 80 万円以下の方	単身：650 万円以下 夫婦：1,650 万円以下	880 円	550 円	550 円 (480 円)	430 円	390 円 [600 円]
		第3段階①	前年の合計所得金額＋年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の方	単身：550 万円以下 夫婦：1,550 万円以下	1,370 円	1,370 円	1,370 円 (880 円)	430 円	650 円 [1,000 円]
		第3段階②	前年の合計所得金額＋年金収入額が 120 万円超の方	単身：500 万円以下 夫婦：1,500 万円以下	1,370 円	1,370 円	1,370 円 (880 円)	430 円	1,360 円 [1,300 円]
25	③全ての世帯員および配偶者について、サービスを受けた日の属する年の前年の公的年金等の収入金額と年金以外の合計所得金額（長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の費用がある場合には、控除すべき金額を控除して得た額）の合計額から、利用者負担、食費および居住費の年間見込み額の合計額を控除した額が 80 万円以下				③全ての世帯員および配偶者について、サービスを受けた日の属する年の前年の公的年金等の収入金額と年金以外の合計所得金額（長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の費用がある場合には、控除すべき金額を控除して得た額）の合計額から、利用者負担、食費および居住費の年間見込み額の合計額を控除した額が82.65万円以下				
26	納付が難しい場合は 災害などの特別な事情で介護保険料を納めることが難しくなった場合は、野田市の担当窓口（高齢者支援課・収税課）に相談しましょう。減免や猶予が受けられる場合があります。				納付が難しい場合は 災害などの特別な事情で介護保険料を納めることが難しくなった場合は、野田市の担当窓口（介護支援課・収税課）に相談しましょう。減免や猶予が受けられる場合があります。				

頁	改定前				改定後															
28	所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額)	所得段階	対象となる方	負担割合	保険料(年額)												
	第1段階	・老齢福祉年金 ^{*1} の受給者で、本人及び世帯全員が市民税非課税の方 ・生活保護を受給している方 ・本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入額」と「その他の合計所得金額 ^{*2} 」との合計が80万円以下の方	基準額×0.285	18,800円	第1段階	・老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 ・生活保護を受給されている方 ・本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入額」と「その他の合計所得金額」との合計が 82.65万円 以下の方	基準額×0.285	18,800円												
	第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入額」と「その他の合計所得金額」との合計が80万円を超えて120万円以下の方	基準額×0.35	23,100円	第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入額」と「その他の合計所得金額」との合計が 82.65万円 を超えて120万円以下の方	基準額×0.35	23,100円												
	第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入額」と「その他の合計所得金額」との合計が120万円を超える方	基準額×0.65	42,800円	第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入額」と「その他の合計所得金額」との合計が120万円を超える方	基準額×0.65	42,800円												
	第4段階	本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる方で、前年の「課税年金収入額」と「その他の合計所得金額」との合計が80万円以下の方	基準額×0.90	59,300円	第4段階	本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる方で、前年の「課税年金収入額」と「その他の合計所得金額」との合計が 82.65万円 以下の方	基準額×0.90	59,300円												
	第5段階	本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる方で、前年の「課税年金収入額」と「その他の合計所得金額」との合計が80万円を超える方	基準額×1.00	65,900円 (基準額)	第5段階	本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる方で、前年の「課税年金収入額」と「その他の合計所得金額」との合計が 82.65万円 を超える方	基準額×1.00	65,900円 (基準額)												
	第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額 ^{*2} が120万円未満の方	基準額×1.20	79,100円	第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	79,100円												
	第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	85,600円	第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	85,600円												
	第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	98,800円	第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	98,800円												
	第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.70	112,000円	第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.70	112,000円												
	第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.90	125,200円	第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.90	125,200円												
	第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.10	138,300円	第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.10	138,300円												
	第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.30	151,500円	第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.30	151,500円												
	第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上800万円未満の方	基準額×2.40	158,100円	第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上800万円未満の方	基準額×2.40	158,100円												
	第14段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満の方	基準額×2.50	164,700円	第14段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満の方	基準額×2.50	164,700円												
	第15段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.60	171,300円	第15段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.60	171,300円												
	第16段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,250万円未満の方	基準額×2.70	177,900円	第16段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,250万円未満の方	基準額×2.70	177,900円												
	第17段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,250万円以上1,500万円未満の方	基準額×2.80	184,500円	第17段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,250万円以上1,500万円未満の方	基準額×2.80	184,500円												
	第18段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,500万円以上1,750万円未満の方	基準額×2.90	191,100円	第18段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,500万円以上1,750万円未満の方	基準額×2.90	191,100円												
	第19段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,750万円以上2,000万円未満の方	基準額×3.00	197,600円	第19段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,750万円以上2,000万円未満の方	基準額×3.00	197,600円												
	第20段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が2,000万円以上の方	基準額×3.10	204,200円	第20段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が2,000万円以上の方	基準額×3.10	204,200円												
29	👉特別徴収となります 年金の定期払い(年6回)の際に、 介護保険料があらかじめ差し引かれます。 ※老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金なども含めて 特別徴収の対象となります。 徴収額の決め方 各個人の保険料は、前年の所得にもとづいて決定します。そのため、市民税の課税状況が確定するまで(4月、6月、8月)は、前年の保険料を参考に算出された仮の金額の保険料を納めていただきます(仮徴収)。そして、年間の保険料額が確定したら、既に仮徴収された保険料を差し引いた残りの額を、10月、12月、2月の3回に分けて納めていただきます(本徴収)。 [特別徴収のスケジュール]<table><tr><th>仮徴収</th><th>本徴収</th></tr><tr><td>4月、6月、8月</td><td>10月、12月、2月</td></tr><tr><td>前年度の保険料を参考に算出された仮の金額の保険料を徴収</td><td>年間保険料から仮徴収を差し引いた残りを3回に分けて徴収</td></tr></table> 年金が年額18万円以上の人 ※こんなときは、一時的に納付書(普通徴収)で納めます 年金の金額が18万円以上の人でも、下記のような場合は納付書で保険料を納めます(普通徴収)。詳しくは野田市高齢者支援課までお問い合わせください。 ●年度途中で65歳になった ●年度途中で他の市区町村から転入した ●年度途中で保険料額が変更になった ●年金の支給が差し止めになった など				仮徴収	本徴収	4月、6月、8月	10月、12月、2月	前年度の保険料を参考に算出された仮の金額の保険料を徴収	年間保険料から仮徴収を差し引いた残りを3回に分けて徴収	👉特別徴収となります 年金の定期払い(年6回)の際に、 介護保険料があらかじめ差し引かれます。 ※老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金なども含めて 特別徴収の対象となります。 徴収額の決め方 各個人の保険料は、前年の所得にもとづいて決定します。そのため、市民税の課税状況が確定するまで(4月、6月、8月)は、前年の保険料を参考に算出された仮の金額の保険料を納めていただきます(仮徴収)。そして、年間の保険料額が確定したら、既に仮徴収された保険料を差し引いた残りの額を、10月、12月、2月の3回に分けて納めていただきます(本徴収)。 [特別徴収のスケジュール]<table><tr><th>仮徴収</th><th>本徴収</th></tr><tr><td>4月、6月、8月</td><td>10月、12月、2月</td></tr><tr><td>前年度の保険料を参考に算出された仮の金額の保険料を徴収</td><td>年間保険料から仮徴収を差し引いた残りを3回に分けて徴収</td></tr></table> 年金が年額18万円以上の人 ※こんなときは、一時的に納付書(普通徴収)で納めます 年金の金額が18万円以上の人でも、下記のような場合は納付書で保険料を納めます(普通徴収)。詳しくは野田市介護支援課までお問い合わせください。 ●年度途中で65歳になった ●年度途中で他の市区町村から転入した ●年度途中で保険料額が変更になった ●年金の支給が差し止めになった など				仮徴収	本徴収	4月、6月、8月	10月、12月、2月	前年度の保険料を参考に算出された仮の金額の保険料を徴収	年間保険料から仮徴収を差し引いた残りを3回に分けて徴収
	仮徴収	本徴収																		
4月、6月、8月	10月、12月、2月																			
前年度の保険料を参考に算出された仮の金額の保険料を徴収	年間保険料から仮徴収を差し引いた残りを3回に分けて徴収																			
仮徴収	本徴収																			
4月、6月、8月	10月、12月、2月																			
前年度の保険料を参考に算出された仮の金額の保険料を徴収	年間保険料から仮徴収を差し引いた残りを3回に分けて徴収																			
34	生活圏域	名 称	住所・電話番号	担当地域	生活圏域	名 称	住所・電話番号	担当地域												
	—	野田市高齢者支援課 高齢者なんでも相談室	〒278-8550 野田市鶴奉7-1 野田市役所 高齢者支援課内 電話 04-7199-2866	市役所内にあり、下記市内6か所の高齢者なんでも相談室の総合調整及び後方支援を行います。なお、一般の方からのお問合わせやご相談もお受けしています。	—	野田市地域包括支援課 高齢者なんでも相談室	〒278-8550 野田市鶴奉7-1 野田市役所地域包括支援課内 電話 04-7199-2866	市役所内にあり、下記市内6か所の高齢者なんでも相談室の総合調整及び後方支援を行います。なお、一般の方からのお問合わせやご相談もお受けしています。												
南部・福田地区	野田市南第1 高齢者なんでも相談室	〒278-0022 野田市山崎2723-3 特別養護老人ホーム 椿寿の里内 電話 04-7123-7066	◆南部地区(一部を除く) 山崎、今上、桜台、山崎貝塚町、山崎梅の台、みずぎ一丁目～四丁目、桜木、山崎新町	◆南部地区(一部) 花井、堤根、花井一丁目 ◆福田地区 下三ヶ尾、三ツ堀、瀬戸、瀬戸上灰毛、木野崎、上三ヶ尾、二ツ塚、西三ヶ尾	南部・福田地区	野田市南第1 高齢者なんでも相談室	〒278-0022 野田市山崎2723-3 特別養護老人ホーム 椿寿の里内 電話 04-7123-7066	◆南部地区(一部を除く) 山崎、今上、桜台、山崎貝塚町、山崎梅の台、みずぎ一丁目～四丁目、桜木、 <u>山崎新町梅郷</u>												
	野田市高齢者支援課 高齢者なんでも相談室	〒278-8550 野田市鶴奉7-1 野田市役所 高齢者支援課内 電話 04-7199-2866	※当面の間、野田市高齢者支援課高齢者なんでも相談室が担当します。		野田市南第2 高齢者なんでも相談室	〒278-0002 野田市木野崎1561-1 木野崎病院内 電話 04-7128-7627	◆南部地区(一部) 花井、堤根、花井一丁目 ◆福田地区 下三ヶ尾、三ツ堀、瀬戸、瀬戸上灰毛、木野崎、上三ヶ尾、二ツ塚、西三ヶ尾													
36	野田市 福祉部 高齢者支援課		〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1 ☎ 04-7125-1111(代)		野田市 福祉部 <u>介護支援課</u>		〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1 ☎ 04-7125-1111(代)													